

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	伯東株式会社		コード	7433
提出日	2026/6/1	異動（予定）日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	村田 朋博	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	小山 茂典	社外取締役	○													○		有
3	品田 一子	社外取締役	○										△				新任	有
4	岡南 啓司	社外取締役	○													○		有
5	加藤 純子	社外取締役	○													○		有
6																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	村田朋博氏は、フロンティア・マネジメント株式会社の顧問です。2025年3月期は同社及び当社の年間連結売上高の1%以下の取引がありましたが、2026年3月期において同社との取引はございません。	村田朋博氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から経営に対する助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
2		小山茂典氏は、電子部品メーカーの経営者として豊富な経験と深い技術的知見を有しており、かつグローバルビジネス及び経営に関する造詣も深いことから、客観的・中立的な立場から重要な経営判断に際して、的確な意見表明や助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
3	品田一子氏は、当社の借入先である株式会社りそな銀行の親会社である株式会社りそなホールディングスの出身です。2026年3月期末日現在、総借入額に占める株式会社りそな銀行の借入額の割合は22.7%です。	品田一子氏は、大手銀行グループの経営幹部及び役員として、豊富な経験と高い知見を有しており、殊に自ら女性活躍推進において先駆的な役割を担ってきたことから、当社がダイバーシティ経営を推進するに際して、的確な意見表明や助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
4		岡南啓司氏は、長年にわたり国税庁・国税局で要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、会社経営の透明性の確保、コンプライアンスの強化に資すると判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
5		加藤純子氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、会社の適正な意思決定の確保に資すると判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社は、以下のとおり「社外役員の独立性に関する判断基準」を定めております。

当社における社外取締役（以下、「社外役員」という。）のうち、以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けている者）又はその業務執行者

2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを行っている者）又はその業務執行者

3. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）

4. 当社又は連結子会社の会計監査人である監査法人に所属し、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者

5. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者

6. 当社の主要株主又はその業務執行者

7. 当社が主要株主である会社の業務執行者

8. 社外役員の相互就任関係にある先の業務執行者

9. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている寄附が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）

10. 最近3年間において、上記1から9までのいずれかに該当していた者

11. 上記1から10までのいずれかに掲げる者（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族

12. 当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族

13. 最近3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人（重要な者に限る。）に該当していた者の配偶者又は二親等以内の親族

14. 上記1から13のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

15. 当社の社外役員として通算の在任期間が8年を超えている者

（注）1. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

2. 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう。

3. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の職位にある使用人をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。